

環境管理計画の主要な目標の達成状況(概要)

環境管理計画の計画期間は、平成22(2010)年度までとなっており、主要な目標には、達成状況を測るために、目標達成のための指標を定めています。ここでは、達成状況の概要を示します。

項目		目標達成のための指標	平成21年度 達成状況																										
地球環境		平成22(2010)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量が、基準年度である平成2(1990)年度の排出量比で6%以上削減されている(目標:4.96トン-CO ₂ /人)。	平成18(2006)年度の一人あたりの温室効果ガス排出量は、5.67トン-CO ₂ /人で、基準年度の排出量5.28トン-CO ₂ /人と比べ7.4%の増加。																										
自然環境	緑	・概ね5年ごとの調査において、平成16年当時の緑被率31%が向上していること。	[緑被率]29.8% [樹林地]7,569ha、 [農地]2,815ha、 [草地]2,588ha など緑被率合計 12,927ha (市域面積の29.8%)																										
	水	・川の生態系の観察などができる親水拠点の整備 52か所	※概ね5年ごとの調査のため直近の調査結果である平成21年の値を示す。 ・水辺拠点の整備 34か所(新たに3か所の整備)																										
	生物多様性	・河川や水路などの環境整備 117km	・河川や水路などの環境整備 75.7km(新たに5.8km整備) ・指定管理者に生物多様性に配慮した公園管理マニュアルの順守徹底 ・水域生物相調査トンボはどこまで飛ぶか調査の実施 ・「生物多様性地域戦略策定の基本的な考え方」を審議																										
生活環境	大気	<p>「大気の汚染に係る環境基準について」、「二酸化窒素に係る環境基準について」、「ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準について」及び「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準」を指標とする。</p> <p>ただし、以下の3物質の指標の数値は次に示すとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二酸化硫黄 日平均値 0.02ppm以下 ・一酸化炭素 日平均値 5ppm以下 ・二酸化窒素 日平均値 0.04ppm以下* <p>(除 幹線道路沿道)</p> <p>※幹線道路沿道における当面の指標は、環境基準(日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること)とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・悪臭 市民が日常生活において不快を感じない。 	<p>大気の指標および環境基準の適合は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太字は指標と環境基準の値が異なる項目 <table border="1"> <thead> <tr> <th>物質</th> <th>測定局</th> <th>指標の適合状況</th> <th>環境基準の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二酸化硫黄</td> <td>一般</td> <td>全測局で適合(全18地点)</td> <td rowspan="4">全測定局で適合</td> </tr> <tr> <td>一酸化炭素</td> <td>自排</td> <td>全測局で適合(全3地点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浮遊粒子状物質</td> <td>一般</td> <td>全測定局で適合(全20地点)</td> </tr> <tr> <td>自排</td> <td>全測定局で適合(全8地点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">二酸化窒素</td> <td>一般</td> <td>20局中10局適合</td> <td rowspan="2">環境基準の適合状況</td> </tr> <tr> <td>自排</td> <td>全測局で適合(全8地点)</td> </tr> <tr> <td>光化学オキシダント</td> <td>一般</td> <td>19局中適合なし</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・一般局 … 一般環境大気測定局 ・自排局 … 自動車排出ガス測定局 	物質	測定局	指標の適合状況	環境基準の適合状況	二酸化硫黄	一般	全測局で適合(全18地点)	全測定局で適合	一酸化炭素	自排	全測局で適合(全3地点)	浮遊粒子状物質	一般	全測定局で適合(全20地点)	自排	全測定局で適合(全8地点)	二酸化窒素	一般	20局中10局適合	環境基準の適合状況	自排	全測局で適合(全8地点)	光化学オキシダント	一般	19局中適合なし	
物質	測定局	指標の適合状況	環境基準の適合状況																										
二酸化硫黄	一般	全測局で適合(全18地点)	全測定局で適合																										
一酸化炭素	自排	全測局で適合(全3地点)																											
浮遊粒子状物質	一般	全測定局で適合(全20地点)																											
	自排	全測定局で適合(全8地点)																											
二酸化窒素	一般	20局中10局適合	環境基準の適合状況																										
	自排	全測局で適合(全8地点)																											
光化学オキシダント	一般	19局中適合なし																											

項目	目標達成のための指標	平成21年度 達成状況																																													
生活環境	<p>水質</p> <p>BOD (河川): 水域別 3mg/L、5mg/L、8mg/L以下</p> <p>COD (海域): 水域別 2mg/L、3mg/L以下</p> <p>(水域の分類は「横浜市水と緑の基本計画」による。)</p> <p>ダイオキシン類(水底の底泥):150pg-TEQ/g以下</p> <p>その他の項目「横浜市水と緑の基本計画」に示す値</p>	<p>水質の指標の適合は、以下表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="892 288 1420 734"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>指標</th> <th>水域区分</th> <th>指標の適合状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">BOD</td> <td>3mg/L以下</td> <td>IA/I/II/III A</td> <td>38地点中34点適合</td> </tr> <tr> <td>5mg/L以下</td> <td>IB/IIA/II B/III</td> <td>29地点中26点適合</td> </tr> <tr> <td>8mg/L以下</td> <td>IC</td> <td>全測定点で適合(全7地点)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">COD</td> <td>2mg/L以下</td> <td>I/IV</td> <td>4地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>3mg/L以下</td> <td>II/III</td> <td>4地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">全窒素</td> <td>0.3mg/L以下</td> <td>I/IV</td> <td>4地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>0.6mg/L以下</td> <td>II</td> <td>1地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>1.0mg/L以下</td> <td>III</td> <td>3地点中1地点適合</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">全りん</td> <td>0.03mg/L</td> <td>I/IV</td> <td>4地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>0.05mg/L</td> <td>II</td> <td>1地点中適合地点なし</td> </tr> <tr> <td>0.09mg/L</td> <td>III</td> <td>3地点中2地点適合</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>150pg-TEQ/g</td> <td>水底の底泥</td> <td>全測定点で適合(全6局)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	指標	水域区分	指標の適合状況	BOD	3mg/L以下	IA/I/II/III A	38地点中34点適合	5mg/L以下	IB/IIA/II B/III	29地点中26点適合	8mg/L以下	IC	全測定点で適合(全7地点)	COD	2mg/L以下	I/IV	4地点中適合地点なし	3mg/L以下	II/III	4地点中適合地点なし	全窒素	0.3mg/L以下	I/IV	4地点中適合地点なし	0.6mg/L以下	II	1地点中適合地点なし	1.0mg/L以下	III	3地点中1地点適合	全りん	0.03mg/L	I/IV	4地点中適合地点なし	0.05mg/L	II	1地点中適合地点なし	0.09mg/L	III	3地点中2地点適合	ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	水底の底泥	全測定点で適合(全6局)
	項目	指標	水域区分	指標の適合状況																																											
	BOD	3mg/L以下	IA/I/II/III A	38地点中34点適合																																											
		5mg/L以下	IB/IIA/II B/III	29地点中26点適合																																											
		8mg/L以下	IC	全測定点で適合(全7地点)																																											
COD	2mg/L以下	I/IV	4地点中適合地点なし																																												
	3mg/L以下	II/III	4地点中適合地点なし																																												
全窒素	0.3mg/L以下	I/IV	4地点中適合地点なし																																												
	0.6mg/L以下	II	1地点中適合地点なし																																												
	1.0mg/L以下	III	3地点中1地点適合																																												
全りん	0.03mg/L	I/IV	4地点中適合地点なし																																												
	0.05mg/L	II	1地点中適合地点なし																																												
	0.09mg/L	III	3地点中2地点適合																																												
ダイオキシン類	150pg-TEQ/g	水底の底泥	全測定点で適合(全6局)																																												
<p>地盤</p> <ul style="list-style-type: none"> 地下水の過剰な採取などによる地盤沈下を起こさない。 「土壌の汚染に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による土壌の汚染に係る環境基準」を満足する。 「地下水の水質汚濁に係る環境基準」及び「ダイオキシン類による水質の汚濁に係る環境基準」を満足する。 	<ul style="list-style-type: none"> 市内の軟弱地盤を中心に調査した結果、沈下(1cm以上)地点は、347地点の測定地点でありませんでした。 ダイオキシン類による土壌汚染調査の結果、全測定地点(10地点)で環境基準に適合していました。 地下水質環境基準:テトラクロロエチレン(102/103地点)硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(101/103地点)の2項目以外は、全測定地点で環境基準に適合していました。 																																														
<p>一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成22(2010)年度におけるごみ量を、平成13(2001)年度実績に対し30%削減する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度の全市のごみ量は、約93万トンで、平成13年度に対して42.2%(約67万9千トン)の減少していました。 																																														
<p>産業廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> 最終的に処分される量を、現状の処理体制の維持を前提として予測した141万トンに対し、その23%を削減した109万トンとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 最終的に処分される量:90万トン(平成20年度値)でした。 																																														
<p>騒音振動</p> <p>『騒音』…市民の住居を主とする地域においては、環境基準の地域類型Cにおいても住居が相当数占める場合も含め、地域類型「A及びB」*の指標の値とする。</p> <p>※地域の類型 A:専ら住居の用に供される地域 B:主として住居の用に供される地域 C:相当数の住居と併せて、商業・工業等の用に供される地域</p> <p>『振動』…市民の住居を主とする地域においては、右のとおりとする。振動55dB 以下</p> <p>注)道路に面する地域における当面の指標は環境基準等とする。 新幹線鉄道など、別途、環境基準が定められているものはそれによる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般環境騒音は、平成21年度に測定を行った市内51地点のうち、昼間で46地点、夜間で35地点で環境基準に適合。 道路交通騒音状況を把握するため、道路交通騒音調査を32地点で実施し、7地点で昼夜ともに指標(環境基準)に適合。 道路騒音については21地点、道路振動については11地点で、市民からの調査に基づく測定を実施。 新幹線の鉄道騒音は、測定を行った24地点のうち、12地点で指標(環境基準)に適合。 新幹線の鉄道振動は、測定を行った24地点の全地点で指標(指針値)に適合。 新貨物線について、騒音・振動1地点、振動3地点で測定を実施。 																																														
<p>化学物質</p> <ul style="list-style-type: none"> ダイオキシン類、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについて、環境基準を指標とする。 有害化学物質が適正に管理され、環境中への排出が低減されている。 	<p>化学物質の総排出集計値※6,060トン(平成19年度6,570トンの7.8%減)</p> <p>※「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化審法)に基づく化学物質の平成20年度総排出集計値</p>																																														